

介護予防・日常生活支援総合事業
区独自基準型 訪問型サービス めぐみの会 光が丘 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社メディカル・アートが開設するめぐみの会 光が丘（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における区独自基準型訪問サービス（以下「訪問型サービス」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者に対し、適正な訪問型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 めぐみの会 光が丘
- 二 所在地 住所 東京都練馬区田柄3丁目14-12 ルシェール飯綱山201号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問型サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問事業責任者 0.2名以上
訪問事業責任者は、事業所に対する訪問型サービスの利用の申込みに係る調整、介護スタッフ研修終了者に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 四 訪問介護員等 5名以上
訪問介護員は、訪問型サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間行う。

(訪問型サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第6条 訪問型サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該訪問型サービスが法定代理受領サービスである時は、その1～3割の額とする。

一 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他（ ）

二 提供時間 60分以内

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 事業所から、通常の実施地域を越えて1kmにつき 20円徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、練馬区とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問型サービスのサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 苦情処理の受付

【事業者の窓口】	所在地 〒179-0073 東京都練馬区田柄 3-14-12 ルシェール飯綱山 201	
めぐみの会 光が丘	TEL 03-5848-5635 受付時間 9：00～18：00(月～金) 担当 岡田 笑美	
【行政の窓口】	所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1	
練馬区役所	TEL 03-3993-1111(代表) 受付時間 8：30～17：15	
国保連合会（苦情相談窓口）	東京都千代田区飯田橋 3-5-1	TEL 03-6238-0177
地域包括支援センター	別紙一覧表	
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	東京都練馬区豊玉北 6-12-1 西庁舎3階	TEL 03-3993-1344
東京都社会福祉協議会	東京都新宿区神楽河岸 1-1	TEL 03-3268-7171

1 指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した指定訪問介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

- 第10条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

- 第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（衛生管理及び従業者等の健康管理等）

- 第12条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（虐待防止）

- 第13条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村に報告する。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - ・高齢者虐待防止担当：管理者

（その他運営についての留意事項）

- 第14条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内に行う
 - 二 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社メディカル・アートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 01 月 01 日から施行する。

この規程は、令和 06 年 04 月 01 日から施行する。

この規程は、令和 06 年 04 月 01 日から施行する。

料 金 表

1 区独自基準型 訪問型サービス

			単位数	費用額(10割)	利用者負担額		
					(1割)	(2割)	(3割)
訪問 Ⅰ	週1回 程度の 利用	要支援1 要支援2	月 1141 単位	月 13,007 円	1,301 円	2,602 円	3,903 円
訪問 Ⅱ	週2回 程度の 利用	要支援1 要支援2	月 2279 単位	月 25,980 円	2,598 円	5,196 円	7,794 円
訪問 Ⅲ	週3回 程度の 利用	要支援2 相当に限る	月 3615 単位	月 41,211 円	4,122 円	8,243 円	12,364 円

※1 法定代理受領の場合は上記金額の1割。(ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

※2 原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更とした場合は、日割り計算による。

※3 月途中で要支援度が変更となった場合にも日割り計算を行う。